

特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等改正（告示の関連部分の抜粋）

「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等」

十六 アトラス属全種、ハドロニユケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号八に掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号二に掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

【参考：おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設及び水槽型施設等の要件】

（おり型施設等）

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、

落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ホ 二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(擁壁式施設等)

「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

チ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

又 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(水槽型施設等)

「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、糸鱸^き亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。

ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。

(移動用施設)

「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。